



奈議調第289号
令和6年12月12日

奈良市議会議長
森岡弘之様

補正予算等特別委員長
横井雄一

補正予算等特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、奈良市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第92号	奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	原案どおり可決すべきものと決定
議案第93号	奈良市コミュニティセンター条例の制定について	別紙のとおり修正可決すべきものと決定
議案第94号	奈良市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案どおり可決すべきものと決定
議案第95号	奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	"
議案第96号	奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の廃止について	"
議案第97号	奈良市地域ふれあい会館条例の一部改正について	"
議案第98号	奈良市道路占用料に関する条例及び奈良市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正について	"
議案第99号	奈良市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について	"

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第100号	財産の処分について	原案に同意しないものと決定
議案第101号	委託契約の締結について	原案に同意すべきものと決定
議案第102号	工事請負契約の一部変更について	"
議案第103号	訴えの提起について	原案どおり可決すべきものと決定
議案第104号	公の施設の指定管理者の指定について	"
議案第105号	公の施設の指定管理者の指定について	"
議案第106号	公の施設の指定管理者の指定について	"
議案第107号	公の施設の指定管理者の指定について	"
議案第108号	公の施設の指定管理者の指定について	"
議案第109号	公の施設の指定管理者の指定について	"
議案第110号	公の施設の指定管理者の指定について	"
議案第111号	公の施設の指定管理者の指定について	"
議案第112号	公の施設の指定管理者の指定について	"
議案第113号	公の施設の指定管理者の指定について	"
議案第114号	公の施設の指定管理者の指定について	"
議案第115号	公の施設の指定管理者の指定について	"
議案第116号	公の施設の指定管理者の指定について	"
議案第117号	公の施設の指定管理者の指定について	"
議案第118号	公の施設の指定管理者の指定について	"

事件の番号	件名	審査の結果
議案第119号	公の施設の指定管理者の指定について	原案どおり可決すべきものと決定
議案第120号	公の施設の指定管理者の指定について	"
議案第121号	公の施設の指定管理者の指定について	"
議案第122号	公の施設の指定管理者の指定について	"
議案第123号	公の施設の指定管理者の指定について	"
議案第124号	公の施設の指定管理者の指定について	"
議案第125号	公の施設の指定管理者の指定について	"
議案第126号	公の施設の指定管理者の指定について	"
議案第127号	公の施設の指定管理者の指定について	"
議案第128号	公の施設の指定管理者の指定について	"
議案第129号	公の施設の指定管理者の指定について	"
議案第130号	公の施設の指定管理者の指定について	"
議案第131号	公の施設の指定管理者の指定について	"
議案第132号	公の施設の指定管理者の指定について	"
議案第133号	公の施設の指定管理者の指定について	"
議案第134号	奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について	"
議案第135号	令和6年度奈良市一般会計補正予算(第7号)	原案を否決すべきものと決定
議案第136号	財産の取得について	原案に同意すべきものと決定
議案第137号	公の施設の指定管理者の指定について	原案どおり可決すべきものと決定

(別紙)

議案第93号 奈良市コミュニティセンター条例の制定についてに対する修正案

議案名を「議案第93号 奈良市人権・コミュニティセンター条例の制定について」に改める。

奈良市コミュニティセンター条例の制定についての一部を次のように修正する。

題名中「コミュニティセンター」を「人権・コミュニティセンター」に改める。

第1条中「コミュニティセンター」を「人権・コミュニティセンター」に改める。

第2条の表中「奈良市中コミュニティセンター」を「奈良市中人権・コミュニティセンター」に改める。

第3条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 人権学習に関する事業

附則第2項中「奈良市中コミュニティセンター」を「奈良市中人権・コミュニティセンター」に改める。

附則第4項中「コミュニティセンター」を「人権・コミュニティセンター」に改める。

(提案理由)

共生社会の実現に向けた人権学習の重要性を鑑み、施設の名称及び事業の内容を修正しようとするものである。

奈良市コミュニティセンター条例 新旧対照表（修正案）

議案	修正案
奈良市 <u>コミュニティセンター</u> 条例 (目的及び設置) 第1条 本市における全ての市民が、互いに多様性を認め合い、人権を尊重することで、誰もが安心して暮らすことのできる社会（以下「共生社会」という。）を創ることに資するよう、 <u>コミュニティセンター</u> （以下「センター」という。）を設置する。 (名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	奈良市 <u>人権・コミュニティセンター</u> 条例 (目的及び設置) 第1条 本市における全ての市民が、互いに多様性を認め合い、人権を尊重することで、誰もが安心して暮らすことのできる社会（以下「共生社会」という。）を創ることに資するよう、 <u>人権・コミュニティセンター</u> （以下「センター」という。）を設置する。 (名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。
名 称	位 置
奈良市中 <u>コミュニティセンター</u>	略
(事業)	(事業)
第3条 センターにおいては、次に掲げる事業を行う。 (1)～(3) 略 附 則 (施行期日) 1 略 (経過措置) 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に次項の規定による改正前の奈良市人権文化センター条例（平成14年奈良市条例第17号）第4条第1項の規定により市長が行った施行日以後の使用に係る奈良市中人権文化センターの使用許可及び市長に対して行われた当該使用許可の申請は、施行日以降においては、この条例の第7条第1項の規定により指定管理者が行った奈良市中 <u>コミュニティセンター</u> の使用承認及び指定管	(1) <u>人権学習に関する事業</u> (2)～(4) 略 附 則 (施行期日) 1 略 (経過措置) 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に次項の規定による改正前の奈良市人権文化センター条例（平成14年奈良市条例第17号）第4条第1項の規定により市長が行った施行日以後の使用に係る奈良市中人権文化センターの使用許可及び市長に対して行われた当該使用許可の申請は、施行日以降においては、この条例の第7条第1項の規定により指定管理者が行った奈良市中 <u>人権・コミュニティセンター</u> の使用承認及び指定管

議案	修正案
理者に対して行われた当該使用承認の申請とみなす。 (奈良市人権文化センター条例の一部改正)	理者に対して行われた当該使用承認の申請とみなす。 (奈良市人権文化センター条例の一部改正)
3 略 (奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例及び奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の一部改正)	3 略 (奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例及び奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の一部改正)
4 次に掲げる条例の規定中「人権文化センター」の次に「及び <u>コミュニティセンター</u> 」を加える。 (1)・(2) 略	4 次に掲げる条例の規定中「人権文化センター」の次に「及び <u>人権・コミュニティセンター</u> 」を加える。 (1)・(2) 略